

和泉市景観条例（素案）について

1. 背景

本市は、北部から中部、南部へと起伏のある細長い地形で形成されており、北部地域は、歴史的文化遺産を始め、政治的役割を担ってきた地域で、昔ながらのまちなみが築かれています。中部地域は大規模開発による都市機能が構築され、南部地域の美しく豊かな自然環境との調和が図られています。

このような良好な景観の形成と豊かな生活環境を市民共通の資産として将来に引き継ぐため、その整備及び保全を図らなければなりません。

そこで、本市において、より積極的に景観まちづくりを進めるため、景観法に基づく景観計画の策定や景観条例の制定を進め、良好な景観の形成に関する方針や建築物等の形態、意匠に関する制限などを定めるものです。

2. 条例の概要

第1章 総則

目的、用語の定義、各主体の責務など、本条例の基本的な考え方を定めます。

第2章 行為の規制等

届出を要する行為、特定届出対象行為、事前協議、行為の完了の届出、勧告・変更命令などに係る手続きなど、行為の規制等に関して必要な事項を定めます。

第3章 景観重要建造物等

景観重要建造物・景観重要樹木の指定などにあたり、景観審議会の意見の聴取などの手続きを定めます。

第4章 表彰及び支援等

良好な景観の形成に寄与していると認められる市民等に対して表彰を行うことができるように定めます。

第5章 景観審議会等

条例の規定により定められた事項を審議する景観審議会、景観に関する専門的な助言や指導を得るための景観アドバイザーについて必要な事項を定めます。

第6章 雑則

条例の施行に関して必要な事項を規則によって定めます。